

島根県タイ向け輸出に係る選果こん包施設認証実施要領

制定 令和2年度5月26日ブランド第61号
農 林 水 産 部 長 通 知

第1条 目的

本要領は、タイ王国保健省告示（2017年386号）「特定生鮮野菜又は果物の製造方法、製造及び保管における設備及び用具、並びに表示の規程」（以下、「告示」という。）に基づき、島根県（以下、「県」という。）が認証制度を行うにあたり必要な事項を定める。

第2条 定義

本要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 検査対象施設
農産物をタイ向けに輸出する選果こん包施設（以下、「施設」という。）をいう。
- (2) 認証
告示が定める認証基準を満たしている施設として、県が認め証明することをいう。
- (3) 認証取得者
前号の規定により認証を取得した施設の運営者をいう。
- (4) 認証基準
告示の附属文書2において定める基準をいう。
- (5) 検査
認証基準を満たすか否かを判断するため、認証の申請があった施設において、県が検査を行うことをいう。
- (6) 現地検査員
認証基準を満たしているか否かを判断するための現地検査を行う者をいう。
なお、現地検査員は、「安全で美味しい島根の県産品認証制度現地審査規程」（令和2年農園第1174号）第2に規定されている現地審査員資格を有する職員とする。

第3条 申請者の要件

認証を申請することができるのは、次の要件を満たし、別表1に掲げる農産物を県内において選果こん包する施設を運営する者。

- (1) 申請にあたってあらかじめタイ保健省「告示」の和訳を入手し、認証に必要な要件を理解し対策を行う者。
- (2) 農産物の生産工程を含めた生産工程管理に取り組み、県のGAP認証である「美味しまねゴールド認証」を取得している者。取得していない場合は、証明書取得後、1年以内に認証を取得すること。

第4条 認証の申請

申請者は、認証申請書（別記様式第1号）に必要書類を添付し、検査を希望する日の2週間前までにしまねブランド推進課長に提出する。

第5条 検査の実施

(1) 検査日

検査日は、原則として認証申請書に記載された検査希望日とする。ただし、当該日において検査の実施が困難であると判断される場合には、現地検査員と申請者で協議の上、別日において検査を実施することができる。

なお、検査は選果こん包の実施期間中に限るものではない。

(2) 検査方法及び検査内容

現地検査員は、施設が告示附属文書2の認証基準を満たすか否かについて、告示附属文書3において定めるチェックリスト及び採点基準(別紙1)に基づき、施設の目視による確認、マニュアル等の確認及び施設の責任者へのヒアリング等により検査を行う。

なお、申請者がすでに美味しまねゴールド認証の認証取得者である場合は、あらかじめ生産工程完治基準に定める農産物取扱工程のリスク評価と対策・工程を文書化した資料の提出を求め、事前に書類審査を行う。

(3) 検査結果の開示

検査後に現地検査員は、検査結果を申請者に開示するものとする。

(4) 再検査の実施

検査の結果、認証基準を満たしていないことが確認された場合には、申請者から改善報告があれば再検査を実施することができる。なお、改善報告の期限は、検査日から1か月以内とする。従前の検査時に「良い／普通」と判断された項目については、検査を省略できるものとする。

第6条 認証の通知及び証明書の失効年月日

(1) 認証の通知

現地検査員から結果連絡を受けたしまねブランド推進課長は、別紙1による検査結果により当該施設が告示附属文書2に定める認証基準を満たしていることが確認された場合には、認証通知書(別記様式第2号)に適合証明書(別記様式第3号、以下「証明書」という。)を添付の上、申請者に通知する。

(2) 証明書の有効期間

証明書の有効期間は3年間とし、発行日から起算して3年を経過した日を失効年月日とする。

(3) 地方農政局への報告

県は適合施設の認定又はその取消を行った場合、令和2年4月1日付けタイ向け輸出青果物の取扱要綱(別紙TH-P2)に基づき、翌月8日までに地方農政局長へ報告を行う。

第7条 検査及び認証に係る費用および証明書の原本証明の発行

(1) 検査認証及び原本証明の発行に係る費用は、無償とする。

(2) タイの輸入業者に提出する証明書の原本証明(以下「原本証明」という。)の発行を希望する認証取得者は、原本証明発行申請書(別記様式第4号)をしまねブランド推進課長に提出する。

第8条 証明書の目的外使用の禁止

認証取得者は、タイ向けの輸出時に輸出業者に対しその写しを提供する目的以外に、証明書及び原本証明書を使用してはならない。

第9条 証明書記載事項の変更

(1) 証明書記載事項の変更申請

認証取得者は、証明書の有効期間内において、認証内容に変更が生じた場合には、証明書記載事項変更申請書（別記様式第5号）により、認証を受けたしまねブランド推進課長あて遅滞なく報告する。

(2) 証明書の再発行等

証明書記載事項変更申請書を受理した場合は、必要に応じて再検査を実施の上、証明書を再発行することができる。※別記様式第2号および別記様式第3号を使用する。

なお、再発行する証明書の失効年月日は当初発行の証明書の失効年月日と同一とし、証明書の再発行があった際には、認証取得者は、当初発行の証明書の原本を、認証を受けたしまねブランド推進課長に遅滞なく返却する。

第10条 認証の取消

認証を行ったしまねブランド推進課長は、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合、当該認証を取り消し、認証取消通知書（別記様式第6号）により当該認証取得者に通知する。

- (1) 認証取得者の取組が認証基準を満たしていないなど、不適切な事実が確認され、かつ県による改善指導に従わない場合
- (2) 認証取得者の申請内容に虚偽が判明した場合
- (3) 認証取得者が証明書を不正に使用した場合
- (4) その他、認証取得者が本県産農産物の信頼性を著しく損なう行為をした場合

第11条 申請書類等の保管及び保管期間

(1) 申請書類等の保管

しまねブランド推進課長は、認証に際し、申請書類（添付書類及び証明書記載事項変更申請書を含む。）の原本、認証通知書（認証取消通知書を含む。）の写し及び検査結果を保管するとともに、次の各項目を記載した一覧表（別記様式第7号）を作成・更新・保管する。

- ① 申請書類の受付年月日
- ② 施設の名称、所在地及び連絡先
- ③ 施設の運営者の氏名、住所及び連絡先
- ④ 証明書に記載された品目
- ⑤ 証明書に記載された施設番号
- ⑥ 検査年月日（再検査を実施した場合には再検査年月日も含む。）
- ⑦ 検査者の所属及び職氏名
- ⑧ 検査結果点数（合計点）
- ⑨ 証明書の発行年月日

⑩ 証明書の失効年月日

⑪ その他特記事項（認証内容の変更、認証取消年月日及びその事由等）

(2) 保管期間

しまねブランド推進課長は、前号に規定する書類等一式について、証明書の発行日が属する年度の翌年度から起算し5年間保管する。

第12条 秘密保持義務等

本要領に基づく認証業務に従事した者は、業務に関して知り得た秘密を、第三者に漏えいし、又は自己の利益のためにこれを利用してはならない。

第13条 苦情等への対応

(1) 体制の整備

認証取得者は、本要領に基づく認証を取得した施設から出荷したタイ向け農産物に対する食品事故や苦情等について、対応できる体制を整備するとともに、誠意をもって対応しなければならない。

(2) 認証取得者の責務

認証取得者は、出荷したタイ向け農産物に関する苦情等について責務を負う。なお、事故が発生した場合は、出荷品目の回収等を最優先に行い、事故が広がることのないよう迅速に対処するとともに、原因を究明し再発を防止する。

第14条 その他

本要領に定めるもののほか、認証の実施に係る必要な事項についてはブランド推進課長が別に定める。

附 則

本要領は、令和2年5月26日から施行する。